○文部科学省告示第五十一号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第四十五条第一項に規定する登録実践研修機関として次に掲げる者を登録したので、同法第四十六条第六項の規定に基づき公示する。

令和七年五月三十日

文部科学大臣　阿部　俊子

登録番号	登録年月日	法人の名称	法人の主たる事務所の所在地	研修事務を行う主たる事務所の名称	研修事務を行う主たる事務所の所在地	研修事務を開始する年月日
B〇二四〇五〇一	令和七年五月三十日	公立大学法人国際教養大学	秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱一九三番地二	国際教養大学	秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱一九三番地二	令和七年九月一日
B〇二四〇六〇一	令和七年五月三十日	国立大学法人山形大学	山形県山形市小白川町一丁目四番一二号	山形大学	山形県山形市小白川町一丁目四番一二号	令和七年九月二十九日
B〇二四〇八〇二	令和七年五月三十日	学校法人常磐大学	茨城県水戸市見和一丁目四三〇番地の一	常磐大学	茨城県水戸市見和一丁目四三〇番地の一	令和八年四月一日
C〇二四二七〇五	令和七年五月三十日	国立大学法人大阪教育大学	大阪府柏原市旭ケ丘四丁目六九八番地の一	大阪教育大学	大阪府柏原市旭ケ丘四丁目六九八番地の一	令和七年十月一日
C〇二四二七〇六	令和七年五月三十日	学校法人大手前学園	大阪府大阪市中央区大手前二丁目一番八八号	大手前大学	兵庫県西宮市御茶家所町六番四二号	令和七年十二月一日
C〇二四二七〇七	令和七年五月三十日	有限会社国際交流センター	大阪府大阪市中央区北久宝寺町二丁目六番一四号	国際交流センター	大阪府大阪市中央区北久宝寺町二丁目六番一四号	令和七年六月一日
C〇二四二八〇四	令和七年五月三十日	学校法人甲南学園	兵庫県神戸市東灘区岡本八丁目九番一号	甲南大学	兵庫県神戸市東灘区岡本八丁目九番一号	令和七年六月一日
C〇二四二八〇五	令和七年五月三十日	学校法人濱名山手学院	兵庫県尼崎市潮江一丁目三番一三号	関西国際大学	兵庫県神戸市中央区諏訪山町三番一号	令和七年六月一日
C〇二四三三〇三	令和七年五月三十日	国立大学法人岡山大学	岡山県岡山市北区津島中一丁目一番一号	岡山大学	岡山県岡山市北区津島中一丁目一番一号	令和七年六月一日
C〇二四三三〇四	令和七年五月三十日	学校法人ノートルダム清心学園	岡山県岡山市北区伊福町二丁目一六番九号	ノートルダム清心女子大学	岡山県岡山市北区伊福町二丁目一六番九号	令和七年六月一日
C〇二四三四〇三	令和七年五月三十日	学校法人武田学園	広島県広島市安佐北区可部東一丁目二番一号	広島文教大学	広島県広島市安佐北区可部東一丁目二番一号	令和七年六月一日
C〇二四三四〇四	令和七年五月三十日	国立大学法人広島大学	広島県東広島市鏡山一丁目三番二号	広島大学	広島県東広島市鏡山一丁目一番一号	令和七年六月一日
C〇二四四〇〇一	令和七年五月三十日	学校法人西南学院	福岡県福岡市早良区西新六丁目二番九二号	西南学院大学	福岡県福岡市早良区西新六丁目二番九二号	令和七年六月一日